

引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

令和元年10月1日から、消費税および地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられました。この引き上げ分の地方消費税収については、その用途を明確化し、すべて社会保障施策に要する経費に充てるとされています。
令和3年度当初予算における地方消費税交付金の用途見込については次のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の見込み分 88,200 千円

【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 795,809 千円

(単位:千円)

事業名	令和3年度 予算額 A	うち人件費等 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	387,111	32,143	354,968	175,257	8,800	0	170,911	18,942
	老人福祉費	498,768	84,030	414,738	29,278	0	12,478	372,982	41,338
	児童福祉費	212,847	108,596	104,251	68,038	6,200	14,305	15,708	1,741
	小計	1,098,726	224,769	873,957	272,573	15,000	26,783	559,601	62,021
衛生費	保健衛生費	337,625	24,041	313,584	62,033	9,600	5,743	236,208	26,179
	小計	337,625	24,041	313,584	62,033	9,600	5,743	236,208	26,179
合計	1,436,351	248,810	1,187,541	334,606	24,600	32,526	795,809	88,200	

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。